

15. すみだ晴山苑

I 運営方針

II 運営計画

III 行事計画・研修計画

IV コンプライアンス活動計画

平成 30 年度 社会福祉法人 晴山会

すみだ晴山苑事業計画

I 運営方針

当苑は重度肢体不自由児(者)を対象とする生活介護事業所を整備・運営する事業者として、平成 28 年 9 月 28 日に墨田区に選定され、準備期間を経て、4 月 1 日からすみだ晴山苑として事業を開始します。

については、医療的ケアを必要とされる重症心身障害児(者)を対象に、生活介護事業は定員 8 名、放課後等デイサービス事業は定員 5 名として運営していきます。

又、各事業の名称については、墨田区民の皆さんから事業所名を公募し、生活介護事業は「すみだ晴山苑 クルン」、放課後等デイサービスは「すみだ晴山苑 キララ」と命名して、利用者の方に親しみをもってもらえるよう取り組んでいき、障害者総合支援法に掲げられた新たな地域生活の展開、障害者のニーズに対するきめ細かな対応、質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備に重点をおいて取り組んでまいります。

II 運営計画

1. 利用計画

- ・放課後等デイサービス 5 名(うち重症心身障害児 5 名)(平成 30 年度)
 - ・生活介護 8 名(うち重症心身障害者 0 名)(平成 30 年度)
 - ※平成 31 年度以降 生活介護の利用者を増加させ、最終的に
 - ・放課後等デイサービス 5 名(うち重症心身障害児 5 名)
 - ・生活介護 20 名(うち重症心身障害者 5 名)
- 計 25 名

2. 職員配置

- ・施設管理者 1 名
- サービス管理責任者 1 名(施設管理者と兼務)
- (1)指定生活介護事業 10 名
 - (サービス管理責任者 1 名・嘱託医 1 名(兼務 1)・看護職員 4 名(専従 1 兼務 3)・生活支援員 2 名(兼務 1)・機能訓練担当職員 2 名(兼務 2))
- (2)指定放課後等デイサービス(重心) 9 名
 - (児童発達支援管理責任者 1 名・嘱託医 1 名(兼務 1)・看護師 3

名(兼務3)・児童指導員 1名(兼務1)・保育士 1名 機能訓練
担当職員 2名(兼務2))

3.基盤整備

(1)職員教育と支援体制の向上

医療的ケアを必要とされる方にサービスを提供するにあたり、職員の質の向上を目的とした、研修計画も随時実施していきます。

(2)地域ニーズに対する対応

重度心身障害児の受け入れ先の確保に貢献し、2年目以降生活介護の利用が予定されている児童等を前倒しで受け入れることにより、その特性を事前に把握していきます。

また、地元自治会に加入し、自治会主催の行事へ積極的に参加し、地域住民との交流を深めてまいります。

Ⅲ行事計画・研修計画

1. 年間行事計画

- 4月 新入苑者歓迎会
- 5月 防災訓練 健康相談
- 6月 機関紙発行
- 7月 施設交流
- 8月 地域交流会(流しそーめん)
- 9月 機関紙発行
- 10月 健康診断 季節行事
- 11月 防災訓練 インフルエンザ予防接種
- 12月 機関紙発行 季節行事
- 1月 もちつき大会
- 2月 節分行事
- 3月 防災訓練

2. 年間研修計画

(1)施設外研修

- ・東京都福祉保健局「医療的ケア児支援者育成研修」
- ・東京都福祉保健局「チームリーダー養成研修」
- ・権利擁護についての研修
- ・虐待防止についての研修

(2) 職場内研修

- ・「緊急時対応について」
- ・「権利擁護について」
- ・「個別支援計画書について」
- ・「接遇について」
- ・「介助技術について」
- ・「障害者虐待防止法について」
- ・「事故防止について」
- ・「たん吸引、胃ろうについて」

IVコンプライアンス活動計画

法人のコンプライアンス規定を基本に、職員意識の向上を目指し、コンプライアンス教育を実施します。